

感染症罹患後の登園許可についての医師の意見書

| | |
|---|--------------|
| 意見書 | |
| スター保育園 | 施設長殿 |
| 入所児童名 _____ | |
| 病名「 _____ 」 | |
| 年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。 | |
| _____ 年 _____ 月 _____ 日 | |
| 医療機関 _____ | |
| 医師名 _____ | 印又はサイン _____ |

保育所等は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団内での発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

○医師が記入した意見書が必要なことがある感染症（ただし、一律に提出が必要なわけではありません）

（札幌市乳幼児園医協議会編「子どもと感染症」参照）

| 感染症名 | 潜伏期 | 感染しやすい時期 | 登園のめやす |
|-------------------------------|--------------------------|-----------------------------------|--|
| 麻疹（はしか） | 9～12日 | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで | 解熱後3日を経過してから |
| インフルエンザ | 1～3日 | 症状が有る期間（発症後24時間から3日程度までが最も感染力が強い） | 発症後最低5日間かつ解熱した後3日を経過してから |
| 新型コロナウイルス感染症 | 約5日間 （オミクロン株の場合は2～3日） | 発症後5日間 | 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過してから ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること |
| 風しん （三日はしか） | 2～3週 | 発しん出現の前7日から後7日間くらい | 発しんが消失してから |
| 水痘（水ぼうそう） | 2～3週 | 発しん出現1～2日前からかさぶた形成まで | 発しんがかさぶたになった後 （但し、手のひら、足のうらは除く） |
| 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ） | 2～3週 | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日 | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好であること |
| 結核 | | | 感染のおそれがなくなってから |
| 咽頭結膜熱（プール熱） （アデノウイルス） | 5～7日 | 発熱、充血等症状が出現した数日間 | 主要症状が消失した後、2日を経過してから |
| 流行性角結膜炎 （アデノウイルス） | 4～7日 | 充血、目やに等症状が出現した数日間 | 結膜炎症状が消失してから |
| 百日咳 | 1～2週 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失してから、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了してから |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O157, O26, O111等） | 3～8日 | | 伝染のおそれがないと認められた後 |

※「医師の意見書」を医療機関に依頼する際には、原則、文書料が発生いたします。